

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2007-530258(P2007-530258A)

【公表日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2007-505168(P2007-505168)

【国際特許分類】

B 01 D 39/14 (2006.01)

B 01 J 20/14 (2006.01)

B 01 J 20/20 (2006.01)

C 02 F 1/50 (2006.01)

【F I】

B 01 D 39/14 G

B 01 D 39/14 A

B 01 D 39/14 L

B 01 D 39/14 M

B 01 J 20/14

B 01 J 20/20 D

B 01 J 20/20 E

C 02 F 1/50 5 1 0 A

C 02 F 1/50 5 3 1 E

C 02 F 1/50 5 3 1 F

C 02 F 1/50 5 3 1 D

C 02 F 1/50 5 4 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月24日(2008.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体用分離媒体であつて、

少なくとも1つの抗菌成分と活性炭成分と無機成分を含む少なくとも1つのベース混合物との反応生成物を含み、前記分離媒体が前記少なくとも1つの抗菌成分と前記少なくとも1つのベース混合物との間の共有結合を含む、流体用分離媒体。

【請求項2】

前記抗菌成分が、アルコキシ、アゼチジニウム、エポキシ、反応性水素、およびそれらの混合物を含む群から選択される官能基を含む、請求項1に記載の分離媒体。

【請求項3】

前記ベース混合物の無機成分が、珪藻土、パーライト、多孔性セラミック材料および非多孔性セラミック材料、ガラス纖維、ガラス球、ならびにそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項2に記載の分離媒体。